



令和7年度 第1回 神奈川県認知症介護実践リーダー研修のご案内

1 研修の目的

高齢者介護実務者及び指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的な研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とします。

2 実施主体

神奈川県（研修実施事業者として公益社団法人日本認知症グループホーム協会に委託）

3 定員

各回 40名

定員を超える申込みがあった場合は、「8 受講者決定基準」により選考を行い、今回受講ができない場合があります。

4 受講対象者

次の要件をすべて満たしていることが必要ですので、必ず確認ください。

- (1) 神奈川県内に所在する
 - ①介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設
 - ②介護保険法第41条に規定する指定居宅サービス事業者
 - ③介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条に規定する指定介護予防サービス事業者又は同法第54条の2に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者等で介護・看護におけるチームのリーダーの立場にある方又はリーダーになることを予定している方
- (2) 介護業務に5年以上従事した経験を有している方
- (3) 認知症介護実践者研修（又は痴呆介護実務者研修基礎課程）を修了し、研修開始日までに1年以上経過している方、又は介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ1,800日以上の実務経験を有する方
- (4) 全日程出席可能な方（欠席は原則認められません）
- (5) 本研修を過去に修了していない方
- (6) 施設・事業所として責任を持って受講させることができる方

5 募集期間

令和7年5月1日（木）～令和7年5月31日（土）（必着）

*募集期間最終日を募集締切日とし、「公益社団法人日本認知症グループホーム協会 神奈川県支部」宛に必着とします。募集期間開始前や締切日を過ぎた申込みは受付できません。

*申込みにあたっては、4 受講対象者（2）および（3）の経験年月数を必ずご確認ください。

6 申込み方法

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、短期利用共同生活介護を行うにあたっては、本研修等を修了している者を配置することが必要です。そのため、本研修を受講することにより厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第31号ハ、二又は第85号に規定する基準を満たす事業者については、事業所設置の市町村担当課を通して申込みをしてください。当該市町村担当課は、取りまとめの上、受講申込書に別紙の推薦書と実践者研修修了証

の写し（又は介護福祉士実務経験証明書）を添えて「神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課」へ申込みをお願いします。

なお、市町村から当該手続きを経て申込みをした方については、本研修の受講について特段の配慮を行うこととします。

- (2) その他の方については、受講申込書に必要事項を記入の上、事業所印を押印後、FAXにて申込みをしてください。

申込み先	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 神奈川県支部 研修事務局 FAX 045-382-9270
------	--

※FAX收受後、確認のために「公益社団法人日本認知症グループホーム協会 神奈川県支部」よりお電話をいたします。連絡がない場合には（電話 045-824-1031）までご連絡ください。

7 受講決定通知

今回の申込みの結果については、募集期間締め切り後に順次決定のうえ、受講者決定通知書を発送します。

8 受講者決定基準

- (1) 受講申込み者が定員を超えた場合、原則として、指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）以外の事業所を優先することとし、以下の順で受講者を決定します。

①指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、短期利用共同生活介護を行うに当たって、厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第31号ハ、二又は第85号に規定する基準を満たすために市町村を通して申込みをした方。

②認知症介護経験が長い方（原則として同一事業所内で複数の申込みがある場合は、1事業所1名とし認知症介護経験が長い方とします。ただし、事業所内で受講希望の優先順位がある場合は、受講申込書に優先順位を明記して下さい。）

※受講決定後は、原則、同一施設・事業所であっても受講者の交代は認めません。

9 研修日程・会場等

別紙「令和7年度 第1回 神奈川県認知症介護実践リーダー研修日程表」のとおり。

10 自施設実習（4週間）

講義・演習を踏まえて実習課題を自身で設定し、受講生自身が所属する施設・事業所において具体的な取り組みをし、結果をまとめます。

11 受講者の費用負担

受講者は、研修の実施に必要な費用のうち、次の費用を負担します。

受講料として **25,000円**

この受講料は、研修運営に係る受益者負担費用の実費相当額となり、支払方法は受講者決定通知書によりご案内いたします。

※受講決定後に、研修受講の取り下げを行った場合も、受講料は徴収させていただきますので、あらかじめご了承ください。

12 修了認定の基準

- (1) 全日程を出席しすべての講義に意欲的に取り組まれた方
(2) 自施設実習を定められた期間、意欲的に取り組まれた方
(3) 研修委託先から指定された提出物をすべて提出された方
以上の方のみ修了証書を交付します。

13 注意事項

- (1) 受講申込書に不実や虚偽の記載があった場合は、受講決定及び修了証書を取り消すとともに、同事業所は、今年度中に開催される本研修を受講することはできません。

- (2) 受講決定後は、原則、事業所内であっても受講者の変更はできません。
- (3) 本研修受講中に、研修委託先が、受講することが適切でないと判断した方は、退席いただき、以降の研修を受講することはできません。なお、その際の受講料の返金はありません。
- (4) 感染症拡大や自然災害等により、研修主催者である神奈川県判断により研修が中止・変更になる事もあります。その際には研修実施主体である「公益社団法人日本認知症グループホーム協会 神奈川県支部」よりご連絡いたします。

14 個人情報の取り扱い

本研修の申込書等に記載された事項は、個人情報保護の規定により適正な管理を行い、本研修事業以外に使用することはいたしません。

施設長・事業所管理者様へのお願い

自施設実習は、本研修の一環として位置付けられています。研修生が設定した課題が達成できるように、施設・事業所全体への周知と協力が必要です。施設長・事業所の管理者様には、本研修の申込み者として自施設実習が円滑に実施できるようご配慮頂くと共に課題の実施についてご協力をお願いします。

問合せ先 公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 神奈川県支部
研修事務局
住所 横浜市港南区下永谷3-17-10
電話 045-824-1031
FAX 045-382-9270